

海賊版サイト対策検討会議 はなぜ紛糾したか

弁護士 森 亮二

目次

- 事務局による進行の問題
 - 世界42カ国で導入済み？
 - SOPAをスルー
 - 「3000億円」は本当か？
 - 消費者団体の意見

- 法律論—ブロッキングの法制化はなぜダメか
 - 違憲の疑い
 - 法益の比較とブロッキングの拡大
 - 海外の制度との比較

- ダウンロード違法化、アクセス抑止方策

事務局による進行の問題

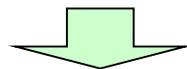


世界42カ国で導入済み？



「世界42カ国で導入」は、シンプルで強力な立法の根拠

多くの先進国でブロッキングが法制度化されている。



だから、日本もやるべき。

日本が堂々巡りの議論を続けている間に世界は先を行く。一定の規制を設けながら遮断を法制化した国はすでに40カ国を超える。（中略）9月の中間取りまとめに向け着地点を見いだせなければ、日本はまた世界から取り残される。

日経新聞 2018年8月20日 「ブロッキング混迷の底流上」

「世界42カ国」で導入済み？

事務局資料から

2017年9月現在、世界42カ国で導入されている

「EU情報社会指令第8条第3項を反映したもの。
EUにおいては、同様に対応している国が多い」

「世界42カ国」で導入済み？

今村哲也准教授の提出資料から

2. サイトブロッキングを可能とする法制度について①根拠となる法律、条文は何か？
- 1988年CDPA（以下、「著作権法」とする）第97A条および191JA条
 - 情報社会指令（2001年） 第8条3項を実装するために制定

(参考) 諸外国におけるサイトブロッキングの運用状況

導入国

- 2017年9月現在、世界42カ国で導入されている。

イギリス、ドイツ、フランス、イタリア、スペイン、オランダ、スウェーデン、ロシア、メキシコ、韓国、インド、マレーシア、インドネシア、タイ、シンガポール、イスラエル、オーストラリア等



主な運用状況

イギリス

- 根拠法 イギリス著作権法 第97条のA
[サービス提供者に対する差止命令]

高等裁判所（スコットランドにおいては民事控訴院）は、サービス提供者が、そのサービスを著作権を侵害するために使用する他の者のことを現実を知っている場合には、そのサービス提供者に対して差止命令を与える権限を有する。

⇒ 162の著作権侵害サイトを遮断。

ドイツ

- 根拠法なし

2015年にドイツ連邦最高裁（BGH）において、ドイツ民法823条、1004条に基づく間接侵害（störrhaftung）の概念を適用し、侵害サイトへのアクセスを無効とする救済措置の有効性を認容。

⇒ この解釈により、サイトブロッキングの可能性が肯定された。（現時点で適用事例なし）

オーストラリア

- 根拠法 オーストラリア著作権法 第115A条
[オーストラリア以外のオンライン・ロケーションへのアクセスを提供するサービス提供者に対する差止命令]

差止命令は、サービス提供者が、そのオンライン・ロケーションに対するアクセスを無効にし、適切な措置をとるよう要求するものである。

⇒ 12の著作権侵害サイトを遮断。

EU情報社会指令第8条第3項を反映したもの。EUにおいては、同様に対応している国が多い。

1	オーストラリア	著作権法	12	22	英国	著作権、差止及び特許法	162
2	オーストリア	著作権法	19	23	ブルガリア	著作権及び関連権利に関する法	
3	ベルギー	経済法典	15	24	クロアチア	著作権及び関連権利法	
4	デンマーク	著作権法	63	25	キプロス	著作権法	
5	フィンランド	著作権法	2	26	チェコ共和国	著作権法	
6	フランス	知的財産法典	23	27	エストニア	著作権法、特許法	
7	ギリシャ	著作権、関連する権利及び文化的遺産に関する法	2	28	ドイツ	民法	
8	アイスランド	著作権法	2	29	ハンガリー	著作権法	
9	インド	著作権法	数百	30	ラトビア	著作権法	
10	インドネシア	著作権法	215	31	リトアニア	著作権及び関連権利に関する法	
11	アイルランド	著作権及び関連権利法	5	32	ルクセンブルク	著作権、関連権利及びデータベース法	
12	イスラエル	裁判所法	2	33	マルタ	知的財産権の執行（規則）法	
13	イタリア	著作権法、AGCOM規則、刑法	716	34	オランダ	著作権法、隣接権法	
14	韓国	放送通信委員会設立・運営法、情報及び通信ネットワーク利用保護及び情報保護法	403	35	スロバキア	著作権法	
15	マレーシア	著作権及びマルチメディア法	59	36	スロベニア	著作権及び関連権利法	
16	ノルウェー	著作権法	15	37	スウェーデン	文学的及び芸術的著作物に係る著作権に関する法	2
17	ポルトガル	著作権及び関連権利法	864	38	タイ	コンピュータ犯罪法	
18	ルーマニア	電子通信に関する法		39	アルゼンチン	著作権法	1
19	ロシア	民法、インターネット法	160	40	メキシコ	著作権法	1
20	シンガポール	著作権法	1	41	リヒテンシュタイン	違法コンテンツの削除のための禁止命令による救済を定める法	
21	スペイン	著作権法	27	42	ポーランド	EU情報社会指令第8条第3項	

アメリカについては、サイトブロッキングは導入されていないが、IP推進法の下で、ドメインの没収差し押さを行う形で対応。

注：白は根拠法、黄はブロッキング実施（現行法（サイト別））、赤は上記数値の算出基準は根拠法なし

「世界42カ国」で導入済み？

	国名	実績		国名	実績
1	オーストリア	1	15	キプロス	
2	ベルギー	15	16	チェコ共和国	
3	デンマーク	63	17	エストニア	
4	フィンランド	2	18	ドイツ	
5	フランス	23	19	ハンガリー	
6	ギリシャ	2	20	ラトビア	
7	アイルランド	5	21	リトアニア	
8	イタリア	716	22	ルクセンブルク	
9	ポルトガル	864	23	マルタ	
10	ルーマニア		24	オランダ	
11	スペイン	27	25	スロバキア	
12	英国	162	26	スロベニア	
13	ブルガリア		27	スウェーデン	2
14	クロアチア		28	ポーランド	

最初の仮処
分あり

EU加盟国28カ国。 は実績なし

「世界42カ国」で導入済み？

世界42カ国のうち、28カ国は、EU加盟国



EU加盟国28カ国中、15カ国では今日まで実績なし。



EU加盟国の規定は、EU情報社会指令に対応したもののことだが、ここでいうEU情報社会指令は、2001年のもの。

「世界42カ国」で導入済み？

17年間実績なしの国が15カ国。これらの国の法令には、本当に「著作権者等は、アクセスプロバイダに対してブロッキングを求めるとができる」という規定があるのか？



- 実質的には、「ホスティングプロバイダに対して削除を求めるとができる」という規定なのではないか？

SOPAをスルー？

米国について概観？

検討会議においては、まずブロッキングに関する制度整備に係る議論の参考情報として諸外国（アメリカ、カナダ、以下略）においてインターネット上の著作権侵害対策として、海賊版コンテンツの削除、（中略）没収等、複数の手法が採用されている状況にあることを概観した。

第5回 事務局資料「ブロッキングに係る法制度整備を行う場合の論点について(案)」1頁

米国について概観？

検討会議においては、まずブロッキングに関する制度整備に係る議論の参考情報として諸外国（アメリカ、カナダ、以下略）においてインターネット上の著作権侵害対策として、海賊版コンテンツの削除、（中略）没収等、複数の手法が採用されている状況にあることを概観した。

第5回 事務局資料「ブロッキングに係る法制度整備を行う場合の論点について(案)」1頁



米国についても、本検討会議が「概観した」かのような印象を与える。

しかし、米国におけるこの問題のハイライトは、SOPA (Stop Online Piracy Act) をめぐる議論である。



SOPAとは？

STOP ONLINE PIRACY ACT

オンライン海賊行為防止法案

SOPAとは？

福井健策「『ネットの自由』vs.著作権」 12頁

たとえば裁判所は、

1. 海賊版の映像や音楽を載せた海外サイトへのアクセスの遮断を、日本でいえばニフティのような接続業者（ISP）に命令することができる。つまり、「侵害サイト」を米国のユーザーが見られないようにする。
2. 侵害コンテンツがクレジットカードなどで購入されても、サイトへの送金の停止を（中略）命令できる。
3. ~~侵害サイトをネットの検索結果から削除する~~よう、~~グーグル~~などに命令できる。

SOPAの経緯

- 2011年10月26日に下院司法委員会に提案。上院にも同内容の法案(PIPA)が上がっている。
- ネット企業、消費者団体等が大反対。2012年1月18日には、ブラックアウトによる一斉抗議行動。ウィキペディアは24時間サービスを停止。
- オバマ政権は、インターネット検閲、技術革新の抑圧、インターネットの安全性低下につながる法案は支持しないと意見表明
- 2012年1月20日、議会は法案の無期延期を発表

事務局の行動 一時系列一

- 第3回会議(2018/07/18)において、文化庁から「諸外国における侵害対策調査」の報告。ここにアメリカの制度・運用に関する記載あり(SOPAの言及はなし)。
- 第3回会議(2018/07/18)において、オーストラリア、韓国のブロッキングの制度について、専門家から詳細な報告。
- 第4回会議(2018/07/25)において、ドイツ、イギリスのブロッキングの制度について、専門家から詳細な報告。**【ここで海外の報告は終了】**
- 第5回会議(2018/08/24)において、**「ブロッキングに係る法制度整備を行う場合の論点について(案)」が事務局より提出される。そこにアメリカについて「概観した」の記載あり。**
- 第6回会議(2018/08/30)において、事務局より**「中間とりまとめ骨子(案)」が提出される。**森がSOPAをウィキペディアで調査のうえ報告。

事務局の行動 一時系列一

- 第3回会議(2018/07/18)において、文化庁から「諸外国における侵害対策調査」の報告。ここにアメリカの制度・運用に関する記載あり(SOPAの言及はなし)。
- 第3回会議(2018/07/18)において、オーストラリア、韓国のブロッキングの制度について、専門家から詳細な報告。
- 第4回会議(2018/07/25)において、ドイツ、イギリスのブロッキングの制度について、専門家から詳細な報告。**【ここで海外の報告は終了】**
- 第5回会議(2018/08/24)において、**「ブロッキングに係る法制度整備を行う場合の論点について(案)」が事務局より提出される。そこにアメリカについて「概観した」の記載あり。**
- 第6回会議(2018/08/30)において、事務局より**「中間とりまとめ骨子(案)」が提出される。**森がSOPAをウィキペディアで調査のうえ報告。

事務局の行動 一時系列一

- 第3回会議(2018/07/18)において、文化庁から「諸外国における侵害対策調査」の報告。ここにアメリカの制度・運用に関する記載あり(SOPAの言及はなし)。
- 第3回会議(2018/07/18)において、オーストラリア、韓国のブロッキングの制度について、専門家から詳細な報告。
- 第4回会議(2018/07/25)において、ドイツ、イギリスのブロッキングの制度について、専門家から詳細な報告。**【ここで海外の報告は終了】**
- 第5回会議(2018/08/24)において、**「ブロッキングに係る法制度整備を行う場合の論点について(案)」が事務局より提出される。そこにアメリカについて「概観した」の記載あり。**
- 第6回会議(2018/08/30)において、事務局より**「中間とりまとめ骨子(案)」が提出される。**森がSOPAをウィキペディアで調査のうえ報告。

事務局の行動 一時系列一

- 第3回会議(2018/07/18)において、文化庁から「諸外国における侵害対策調査」の報告。ここにアメリカの制度・運用に関する記載あり(SOPAの言及はなし)。
- 第3回会議(2018/07/18)において、オーストラリア、韓国のブロッキングの制度について、専門家から詳細な報告。
- 第4回会議(2018/07/25)において、ドイツ、イギリスのブロッキングの制度について、専門家から詳細な報告。**【ここで海外の報告は終了】**
- 第5回会議(2018/08/24)において、**「ブロッキングに係る法制度整備を行う場合の論点について(案)」が事務局より提出される。そこにアメリカについて「概観した」の記載あり。**
- 第6回会議(2018/08/30)において、事務局より**「中間とりまとめ骨子(案)」が提出される。**森がSOPAをウィキペディアで調査のうえ報告。

事務局の行動 一時系列一

- 第3回会議(2018/07/18)において、文化庁から「諸外国における侵害対策調査」の報告。ここにアメリカの制度・運用に関する記載あり(SOPAの言及はなし)。
- 第3回会議(2018/07/18)において、オーストラリア、韓国のブロッキングの制度について、専門家から詳細な報告。
- 第4回会議(2018/07/25)において、ドイツ、イギリスのブロッキングの制度について、専門家から詳細な報告。**【ここで海外の報告は終了】**
- 第5回会議(2018/08/24)において、**「ブロッキングに係る法制度整備を行う場合の論点について(案)」が事務局より提出される。そこにアメリカについて「概観した」の記載あり。**
- 第6回会議(2018/08/30)において、事務局より**「中間とりまとめ骨子(案)」が提出される。**森がSOPAをウィキペディアで調査のうえ報告。

事務局の行動 一時系列一

- 第3回会議(2018/07/18)において、文化庁から「諸外国における侵害対策調査」の報告。ここにアメリカの制度・運用に関する記載あり(SOPAの言及はなし)。
- 第3回会議(2018/07/18)において、オーストラリア、韓国のブロッキングの制度について、専門家から詳細な報告。
- 第4回会議(2018/07/25)において、ドイツ、イギリスのブロッキングの制度について、専門家から詳細な報告。**【ここで海外の報告は終了】**
- 第5回会議(2018/08/24)において、**「ブロッキングに係る法制度整備を行う場合の論点について(案)」が事務局より提出される。そこにアメリカについて「概観した」の記載あり。**
- 第6回会議(2018/08/30)において、事務局より**「中間とりまとめ骨子(案)」が提出される。**森がSOPAをウィキペディアで調査のうえ報告。

事務局の行動 一時系列一

- 第6回会議における、森の報告のあと、すでに福井委員がSOPAの報告を事務局に求めていたことが明らかに・・・

「3000億円」は本当か



「インターネット上の海賊版サイトに対する緊急対策」

平成 30 年4月13日 知的財産戦略本部・犯罪対策閣僚会議

(別紙)特に悪質な海賊版サイトに関するブロッキングについての法的整理

1 例えば、1. 背景で示した「漫画村」「Anitube」「Miomio」では、それぞれのサイトへの訪問者が、「漫画村」では、約1億6000万人(96%が日本からのアクセス)、
「Anitube」については、約4600万人(99%が日本からのアクセス)、「Miomio」では、
1200万人(80%が日本からのアクセス)になっている(※いずれも2018年2月のデータ)。また、被害額については、流通額ベースの試算で、「漫画村」については約3000億円、「Anitube」では約880億円、「Miomio」では約250億円に上ると推計されている
(一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構(CODA)による推計)。

情報法制研究所による情報開示請求

警察庁から出てきた3月29日作成時の原案

インターネット上の海賊版サイト
に対する緊急対策（案）

平成30年4月
犯罪対策閣僚会議

3月29日案の記載

i) 現在の危難：

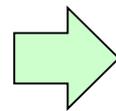
- ・ 今回対象として検討する「特に悪質な海賊版サイト」に関しては、著作権という財産の侵害行為が確実かつ深刻な程度で存在しており、「現在の危難」は現実として存在すると言える。
- ・ 各サイトの訪問者数については、漫画村が約1億6000万人（96%が日本からのアクセス）、Anitubeについては4600万人（99%が日本からのアクセス）、Miomioが1200万人（80%が日本からのアクセス）となっている（いずれも2018年2月のデータ）。被害額については、大手出版社であるA社では、直近年度において数十億円以上、割合にして20%～40%程度の売上減少という甚大な損害を被っている可能性があり、更に、大手電子書店B社及びC社においては、漫画村が登場した昨年8月頃を境として、急激に売上が悪化しており、両書店における被害額は少なくとも総額20億円以上となるとのデータもある。また、漫画村と同様に被害が拡大しているAnitube及びMiomioについても、それぞれ、アニメ制作会社等著作権者の被害額は、約880億、約250億円に上ると推計される。

2週間で被害額が拡大

アクセス数は同じ(漫画村約1億6000万人)
被害額は3月29日案から大幅に拡大

大手出版社A社は、直近年度において数十億円以上、割合にして20%～40%程度の売上減の可能性、大手電子書店B社及びC社の売り上げ減は総額20億円以上となるとのデータも

3月29日



被害額については、流通額ベースの試算で、「漫画村」約3000億円

4月13日

2週間で被害額が拡大

世間がイメージがイメージする「被害額」は、3月29日案の計算方法である売り上げ減少等



4月13日の公表版では、海賊版サイトへの推定アクセス数に、正規本の定額を乗じているが、世間がイメージする「被害額」とは違う

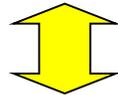
2週間で被害額が拡大

漫画村による被害額3000億円

- 年間コミック市場(紙+電子)が4000億円前後なのに…?



- 「被害額億円」というと、産業分野横断的に重要な課題のように見える。



- たとえば、2016年4月の熊本地震で、熊本県内の社会基盤施設の被害推定は1700億円

主婦連・地婦連の意見



主婦連・地婦連から共同提出された意見書

私たちは、これまでの「知的財産戦略本部 インターネット上の海賊版対策に関する検討会議」（以下、「本検討会議」といいます。）における議論（第1回2018年6月22日～第5回同年8月24日）に注目してきました。第1回の検討会議で「ブロッキングありき」ではないという確認が行われたものの、その後、事務局からは、ブロッキングを実施した外国における裁判例や制度のみが紹介され、国内法についても、法制度化に向けた課題のみが議論されてきました。肝心のブロッキングを法制化することの問題点やその適否については、ほとんど何も語られることがありませんでした。結局のところ、本検討会議は「ブロッキングありき」のものであり、

第6回 長田委員提出資料「海賊版サイトへのブロッキングを可能にする法制度整備に反対します」より抜粋
な疑問が残りました。

法律論ーブロッキングの法制化はなぜ ダメか



違憲の疑いー内容を工夫してもダメ



違憲審査基準とそのあてはめ①

■ 違憲審査基準は以下のとおり

アクセス制限（ブロッキング）が合憲といえるのは、
①具体的・実質的な立法事実に裏付けられ、②重要な
公共的利益の達成を目的として、③目的達成手段が実
質的に合理的な関連性を有し、**④他に実効的な手段が
存在しないか事実上困難な場合**に限られ、当該基準を
満たす場合にはアクセス制限（ブロッキング）の法制
化は合憲であると考えられる

第1次中間まとめ(案)81頁

違憲審査基準とそのあてはめ②

- ざっくり言えば以下のとおり

- ① 立法の具体的な必要性があること
- ② 重要な公共の利益を目的とする
- ③ 立法すれば目的が果たせる
- ④ 他に効果的な手段がない



すべて満たせば合憲

違憲審査基準とそのあてはめ③

① 立法の具体的な必要性があること



- 世界42カ国で導入済み？
- SOPAをスルー
- 「3000億円」は本当か？

- ① 立法の具体的な必要性があること
- ② 重要な公共の利益が目的
- ③ 立法すれば目的が果たせる
- ④ 他に効果的な手段がない

違憲審査基準とそのあてはめ④

④ 他に効果的な手段がない



- ダウンロード違法化
- 正規版サイトの普及
- 犯人の検挙
- フィルタリング
- 広告対策
- CDNへの対応
- 検索サービス対策
- ユーザーの普及啓発
- 国際法執行強化
- アクセス警告方式

- ① 立法の具体的な必要性があること
- ② 重要な公共の利益が目的
- ③ 立法すれば目的が果たせる
- ④ 他に効果的な手段がない

中間まとめに関するやりとり 議事録から

○××委員

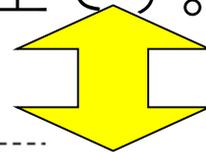
第4章というか全体について、申し訳ありません。私、6時までしかこの会議の時間をとっておりませんので退席しなければなりませんので、一言だけ申し上げます。

(中略)

もう一点は、これは先ほど林委員からもお話がありました。下から3行目あたりにあるブロッキングの法制化について、法律を専門とする全委員の間で現状では違憲の疑いがあることについて意見の一致を見たと言われていますが、私自身はそこまで断言する自信は全くありません。少なくとも、私自身は議論の前提として一定の手続を組み立てていけば憲法違反の疑いを払拭できるような立法が可能ではないかというように考えて議論をし

中間まとめに関するやりとり 議事録から

この現状ではということの意味にもよりますが、いかなる立法の試みをして、それが全て憲法違反の疑いがあるのだという御主張であれば、少なくとも私は賛同できませんので、全委員の間というのはやめていただきたいと思います。以上です。



① 立法の具体的な必要性があること

- 世界42カ国で導入済み？
- SOPAをスルー
- 「3000億円」は本当か？

④ 他に効果的な手段がない

- ダウンロード違法化
- 正規版サイトの普及
- 犯人の検挙
- フィルタリング
- 広告対策
- CDNへの対応
- 検索サービス対策
- ユーザーの普及啓発
- 国際法執行強化
- アクセス警告方式

法益の比較と ブロッキングの拡大



法益の比較ーブロッキング可 ○

児童ポルノの被害 ○

通信の秘密

人格的利益

名誉毀損

プライバシー侵害

財産的利益

海賊版サイト

ブロッキングでは、法益の対比が前面にでる。

- 発信者情報開示では、通秘を制限される側が有責
- 通信傍受法では、強い必要性(重大犯罪、他の証拠困難)が要件

児ポのときの緊急避難の要件論

—法益権衡—と同じこと

一般的な名誉毀損やプライバシーなどの法益侵害がある場合にも、人格的利益の侵害という点で共通する面があるとしても、児童という本来性欲の対象とされるべきでない対象の問題である**児童ポルノの事案とは、現在の危難ないし法益の権衡の点でやはり根本的に異なる**と解される。

さらに、**著作権侵害との関係では**、著作権という財産に対する現在の危難が認められる可能性はあるものの、児童ポルノと同様に当該サイトを閲覧され得る状態に置かれることによって直ちに重大かつ深刻な人格権侵害の蓋然性を生じるとは言い難いこと、**補充性との関係でも**、基本的に**削除（差止め請求）や検挙の可能性があり、削除までの間に生じる損害も損害賠償によって填補可能であること、法益権衡の要件との関係でも財産権であり被害回復の可能性のある著作権を一度インターネット上で流通すれば被害回復が不可能となる児童の権利等と同様に考えることはできないこと**などから、**本構成を応用**

安心ネットづくり促進協議会 児童ポルノ対策作業部会

「法的問題検討サブワーキング 報告書」20頁（2010年6月8日公表）

法益の比較ーブロッキング可 ○

児童ポルノの被害

名誉毀損

プライバシー侵害

海賊版サイト

詐欺サイト

通信の秘密

人格的利益

財産的利益

プロ責弁護士の見書

万が一にも、ブロッキングが法制化されるのであれば、（中略）名誉毀損やプライバシー侵害などの権利侵害の救済についても、ブロッキングが認められることを期待します。

勉強会提出資料「ブロッキング問題に関する見書」より

情報法制研究会シンポジウムでの 消費者団体の意見

ブロッキングまで含めた対策が検討されている著作権侵害がうらやましいです… 詐欺サイトによる被害は、決して著作権侵害に劣るようなものではありません。

ECネットワーク 沢田登志子理事のご発言より

ブロッキングの拡大のおそれ

- ブロッキングの法制化により、通信の秘密の位置づけが下がると、他の分野のさまざまな違法情報の救済も、ブロッキングでやりなさい、ということになる。



- さまざまな対象リストとの照合が行われて、網羅的なインターネットアクセスの監視が行われるようになる。

海外の制度との比較

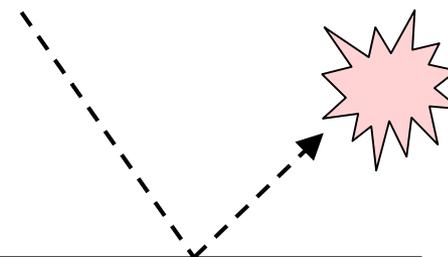
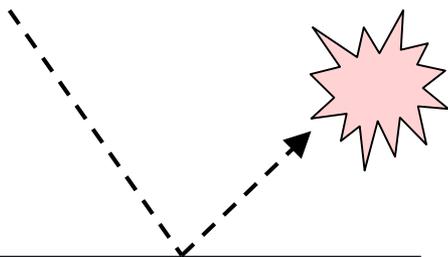
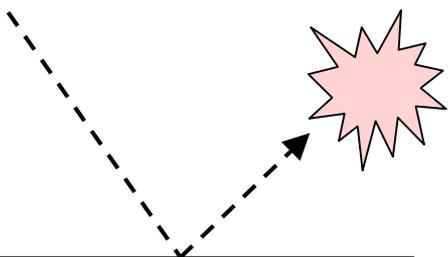


海外の制度との比較

日本

EU

米国



通信の秘密

プライバシー

表現の自由

インターネット
の自由

インターネット
の自由

インターネット
の自由

インターネット上で不当な監視を受けない利益を守る方法は国によって異なる。

GDPR (EU)と個人情報保護法(日)

EU

- 日本でいうところの個人情報でなくても保護の対象になる。
- ウェブサイトの閲覧履歴などは、クッキーにのみ紐づいた状態でも保護の対象

日本

- 個人情報でなければ保護されない。
- ウェブサイトの閲覧履歴などは、クッキーにのみ紐づいた状態では、保護の対象とならず、氏名等と結びついて初めて保護の対象
- 他方で、通信の秘密の保護対象は、個人情報に限定されない。

海外の法制度との比較

表現と人権が守られ、誰もが安全に安心して利用できることが、インターネットの自由の柱です。どう実現するかを進め方は国によって異なります。表現の自由が大事にされる米国では表現の自由を土台に、プライバシー保護が重要視されるドイツではそれを土台にする形で、それぞれ実現に努めてきました。その点、表現の自由やプライバシーの基盤がそれほど強くない日本では、憲法の「通信の秘密」規定が数少ない土台になってきた経緯があります。この

朝日新聞2018年9月7日「(耕論)サイト遮断と言うけれど」より 宍戸常寿教授の意見

海外の法制度との比較

通信の秘密

インターネット
の自由

- 「ドイツでやってるから日本でも大丈夫」は誤り。
- プライバシーや表現の自由について、外国と同じ強度の制度がなく、通信の秘密に依存している面がある。
- 通信の秘密を外すと、インターネットの自由が損なわれる事態が容易に生じうる。

ダウンロード違法化、アクセス抑止方策



ダウンロード違法化

現在

アップロード NG

(法改正後も同様)

音楽 映像 写真 テキスト

ダウンロード NG

音楽 映像 写真 テキスト

法改正後

ダウンロード NG

音楽 映像 写真 テキスト

- ここで、ダウンロード違法化とは、現行法下では違法とされていない写真やテキストのダウンロードを違法にする法改正の提案をいう。

読売新聞オンライン
2019/01/23の記事から

ダウンロード違法化

- 文化審議会著作権分科会「法制・基本問題小委員会」で、2018年10月末頃より検討開始。海賊版サイト対策検討会が、事実上解散した2週間後。



- 1か月余の18年12月7日、事務局が提示した中間まとめ案は、**ネット上の「著作物全般」**について音楽や映像と同じ条件で違法化、罰則化する内容となっていた。

ダウンロード違法化

- 海賊版サイトでダウンロードされる漫画以外にも、ブログやSNSなどに掲載されているイラストや写真、テキストも対象



- 違法にアップロードされたものであることを知りながら、という要件はあるものの、「～かもしれない」の認識でもOUT?
- 親告罪ではあるものの、有償の著作物が含まれていて権利者から告訴されればOUT

ダウンロード違法化

- 異論は多く、特に日本マンガ学会（竹宮恵子会長）は、パブコメで反対の意を表明し、さらに2019年1月「ダウンロード違法化の対象範囲拡大に対する反対声明」を公表。

- それでも、2月には著作権分科会で承認

- 3月自民党は、開会中の通常国会への提出を見送る方針を決定。文化庁に再検討を指示。

アクセス抑止方策

- 「アクセス警告方式」の原型は、マルウェア配布サイトへのアクセスについての注意喚起 (ACTIVE) を個別同意ではなく包括同意でできるか？ という問題意識



アクセス抑止方策

- 通信の秘密の侵害に個別同意が必要な理由から逆算し、
 - ① 通常のユーザーが同意するようなことから
 - ② オプトアウトが確保されていれば包括同意可能とした

電気通信事業におけるサイバー攻撃への適正な対処の在り方に関する研究会 第一次とりまとめ 2014年4月

- 2019年4月総務省「インターネット上の海賊版サイトへのアクセス抑止方策に関する検討会」開始。

アクセス抑止方策

- 2019年4月、総務省「インターネット上の海賊版サイトへのアクセス抑止方策に関する検討会」開始。
- アクセス抑止方策とは：
 - ネットワーク側におけるアクセス抑止方策（アクセス警告方式）**+**
 - 端末側におけるアクセス抑止方策（フィルタリング）
- 検討会は、議論の透明性を高める観点から、検討する論点を公表して、提案募集を実施。

アクセス抑止方策

- 提案募集に応じて多くの意見が寄せられる。

総務省トップ > 組織案内 > 研究会等 > インターネット上の海賊版サイトへのアクセス抑止方策に関する検討会 > インターネット上の海賊版サイトへのアクセス抑止 > 資料2-1提案募集の結果概要



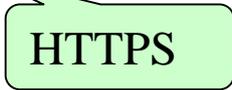
- 海賊版対策全般について通信の秘密を侵害する形で進めるべきではないという意見多数
- また、インターネットのEnd to End 原則に着目して議論すべき 同旨7件あり。



アクセス抑止方策

- 検討会は、2019年8月に終了、「インターネット上の海賊版サイトへのアクセス抑止方策に関する検討会 報告書」を公表。



- アクセス警告方式の包括同意については、困難（意識調査の結果支持は40%強どまり）。
- 個別同意であれば可能だが、技術面・コスト面での課題あり。

- フィルタリングを着実に促進すべき。

最後に



最後に

- 今後、さまざまな海賊版サイト対策が奏功せず、海賊版サイトが猛威を振るう場面では、ブロッキング立法の違憲性の問題はなくなるかもしれない。
- ただ、合憲であればどんな法律をつくってもいいという話ではなく、そのような状況下でも、
 - ① 通信の秘密の地位の低下によるブロッキングの一般化の問題
 - ② インターネットの自由が失われる問題は、依然として存在する。

最後に

- 今後の海賊版サイト対策は、①犯人の検挙、②CDNへの対応、③リーチサイト規制、④限定的なダウンロード違法化、⑤広告対策、⑥国際法執行強化、⑦フィルタリング、⑧検索サービス対策等、
- 通信の秘密を侵害しない、かつ、End to End 原則に反しない方法で行われるべきではないか。

ご清聴ありがとうございました
